

# 参 考 資 料

- 1 第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過
- 2 徳島市子ども・子育て会議条例
- 3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱
- 5 用語解説



# 1 第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

## 平成30年

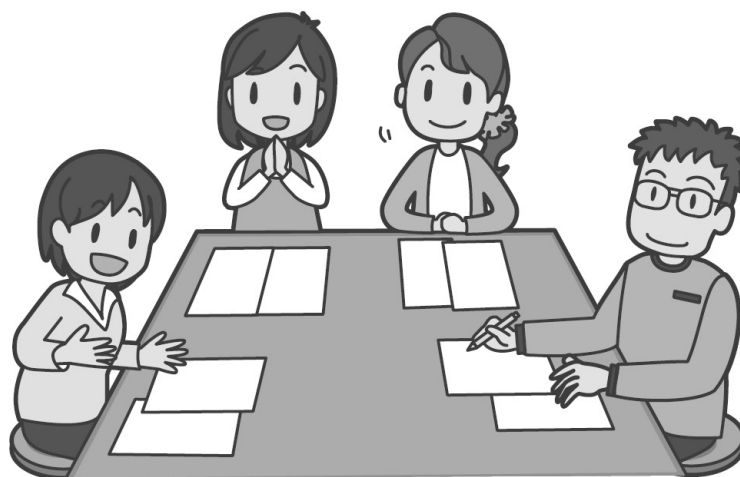
- 4月 1日 子ども企画課設置
- 10月10日 第1回子ども・子育て会議（ニーズ調査実施）
- 10月26日 子ども・子育て支援ニーズ調査（～11月14日）

## 令和元（平成31）年

- 3月27日 第2回子ども・子育て会議（ニーズ調査結果報告）
- 7月12日 第1回ワーキンググループ（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 8月16日 第1回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月 4日 第2回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月11日 第1回子ども・子育て推進本部（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月29日 第3回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 12月 9日 第2回子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント（～令和2年1月9日）

## 令和2年

- 2月 3日 第2回子ども・子育て推進本部（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 3月23日 第2期子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント結果公表



## 2 徳島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、徳島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第8条第2項の事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項及び第46条第4項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、及び子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議に専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び議事に関係のある専門委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(児童福祉部会)

第8条 第2条第1号及び第2号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に児童福祉部会を置く。

- 2 児童福祉部会に属すべき委員は、委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。
- 3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、児童福祉部会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 児童福祉部会の臨時委員は、専門委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。
- 5 児童福祉部会に部会長及び副部会長を置き、児童福祉部会に属する委員の互選により定める。
- 6 第1項の規定により児童福祉部会の所掌に属させられた事項については、児童福祉部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。
- 7 児童福祉部会の部会長及び副部会長の職務並びに会議については、第5条第2項及び第3項並びに前条各項の規定の例による。

(部会)

第9条 前条第1項に定めるもののほか、会長は、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、第7条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに第7条第1項、第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第2項及び第7条第1項から第3項までの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項から第4項までの規定中「委員及び」とあるのは「部会の委員及び」と、「専門委員」とあるのは「部会の専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(平成27年3月24日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



### 3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿

(委員氏名五十音順・敬称略)

役職	氏名	所属
会長	青野 透	徳島文理大学総合政策学部 学部長
副会長	山本 真由美	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授
委員	東 眞智子	徳島市立保育所保育士・認定こども園保育教諭会 会長
	井上 とも子	鳴門教育大学 特命教授
	大石 恵子	徳島市幼稚園長会 会長
	大石 憲子	徳島市私立幼稚園・認定こども園協会 副会長
	大杉 雅一	徳島市・名東郡 PTA 連合会 小学校部会 会長
	小笠 恭彦	徳島商工会議所 専務理事
	柏原 小由合	公募市民
	片岡 可恭	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長
	兼間 和美	四国大学生生活科学部児童学科 講師
	兼松 文子	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 常務理事
	佐野 崇之	公募市民
	祖川 泰治	徳島市保育園協議会 会長
	手川 大輔	徳島市国公立幼稚園 PTA 連合会 会長
	野田 可南子	公募市民
	濱田 行雄	徳島県経営者協会 専務理事
	前川 雅一	徳島市保育事業協議会 会長
松崎 美穂子	特定非営利活動法人 子育て支援ネットワークとくしま 理事長	
三橋 謙一郎	徳島文理大学大学院 教授	

## 4 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱

(設置)

第1条 徳島市の子ども・子育て支援に関する諸課題を総合的見地から検討するための庁内組織として、徳島市子ども・子育て推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (4) その他本市における子ども・子育て支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、第一副市長をもって充てる。

3 副本部長は、第二副市長をもって充てる。

4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部に、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に当たり、具体的な課題に関する調査・研究を行う。

3 ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

4 リーダーは、理事をもって充てる。

5 サブリーダーは、保健福祉部副部長及び教育次長をもって充てる。

6 メンバーは、別表1に掲げる関係課の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、保健福祉部子ども企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱の廃止)
- 2 徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

保健福祉部	保健福祉政策課
保健福祉部	保健センター
保健福祉部	子育て支援課
保健福祉部	子ども施設課
経 済 部	経済政策課
教育委員会	総務課
教育委員会	学校教育課
教育委員会	社会教育課

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### 預かり保育

保護者の就労等により保育が必要な場合に、幼稚園で降園時間後や長期休業時に子どもを預かる事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

#### 育児休業

育児・介護休業法に基づき、働いている人が子どもが1歳に達するまで（一定の事情がある場合子が1歳6カ月に達するまで）の間に、休業を取得することができる制度。

#### 一時預かり事業

家庭で保育をしている子どもが一時的に保育が必要となった場合に、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）などで一時的に預かる事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

#### 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備など必要な取組みを定める計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

#### 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

### 【か行】

#### 家庭的保育事業

保育者の居宅等において、5人以下の子どもを対象に保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。

#### 企業主導型保育事業

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設された事業。

## **教育・保育提供区域**

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定めなければならないとされている区域。

## **子育て支援員**

徳島県などが実施する研修を修了し、保育や子育て分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

## **子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

## **子ども家庭総合支援拠点**

平成28年の児童福祉法の改正において、市町村が児童等に対する必要な支援を行うために、整備に努めなければならないとされた拠点。

## **子ども・子育て関連3法**

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に制定された次の法律のこと。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部改正法
- ③ 児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## **子ども・子育て支援新制度**

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、子ども・子育て家庭等を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

## **【さ行】**

### **事業所内保育事業**

会社など事業所に併設された保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。地域型保育事業の一つ。

## **次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、次世代の育成に関する国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な取組みを定めることを目的として、平成 15 年に制定された法律。

### **児童館**

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設。

### **児童虐待**

保護者等により 18 歳に満たない子どもに加えられる、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なったりする行為。児童虐待の防止等に関する法律では、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」「心理的虐待」の 4 類型に分類されている。

### **児童相談所**

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭等からの各種相談に応じるとともに、子ども、保護者、関係者に対し指導、措置などの援助を行う。

### **児童手当**

児童手当法に基づき、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給される手当。

### **児童養護施設**

親のいない子どもや親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。

### **就学支援シート**

子どものこれまでの成長・発達のあゆみを、就学する小学校などに引き継ぐためのもの。徳島市では、これと、進学する中学校等に引き継ぐための「進学支援シート」を総称して、「引き継ぎシート」という名称で作成・活用している。

## **障害児保育**

子どもの発達過程や障害の状態に応じた保育ができるように配慮し、家庭や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を行うことを目的とする保育。

## **小規模保育事業**

6人～19人までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。

## **食育**

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## **セーフティーネット**

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

## **潜在的保育ニーズ**

認可保育所等への利用希望はあるが、身近な場所に利用可能な施設がないなどの理由により、認可保育所等への利用申込を行っていない家庭の子どもに係る保育ニーズ。

## **【た行】**

### **待機児童**

保育施設の利用申込児童のうち、保護者の私的な理由により、特定施設のみを希望している場合などを除き、希望施設やその周辺施設等の定員を超えているなどの理由で入所ができず、施設の利用ができない状態にある児童。

### **地域型保育事業**

教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のことで、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業がある。

### **地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て支援法に規定された、在宅育児家庭をはじめとする地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業。利用者支援事業など13事業が、法定事業として位置付けられている。

### **地域子育て支援拠点事業**

乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

### **徳島県はぐくみ支援企業**

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組んでいる企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度。

### **特定教育・保育施設**

施設型給付費の支給に係る施設として、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた教育・保育施設。施設の種類として、幼稚園、保育所、認定こども園がある。

### **特定地域型保育事業**

地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた地域型保育事業。事業の種類として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がある。

### **特別支援学校**

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校教育法に基づく学校。盲学校、聾学校、養護学校は、2007年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

### **特別支援教育**

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とする教育。

## **【な行】**

### **南海トラフ地震**

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震を指し、南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれる。それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時または時間差で発生する場合もあるといわれている。



### **乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

### **妊婦健康診査事業**

妊婦や赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

### **認可外保育施設**

保育所等と同様の業務を目的とする施設であって、保育所等の認可を受けていない施設。

### **認定こども園**

保護者の就労状況にかかわらず利用できる、教育と保育を一体的に提供する施設。認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となった。

## **【は行】**

### **発達障害**

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害。発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

### **病児保育事業**

おおむね10歳未満の子どもが病氣中や病氣の回復期にあり、集団保育が困難で保護者が勤務の都合等により、家庭での看護が困難なときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

## **ファミリー・サポート・センター事業**

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭の保護者（依頼会員）と、育児の援助ができる地域の人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡、調整を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

## **保育教諭**

幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を所持している者。

## **保育所**

保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた施設で子どもを預かり、乳幼児期からの健全な心身の発達を図ることを目的として養護と教育が一体となった保育を提供する施設。

## **保育の必要性**

保護者の申請を受けた市町村が、国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。

## **放課後児童クラブ事業（学童保育）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

## **放課後等デイサービス**

主に6歳から18歳までの障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する通所訓練施設。法改正によって未就学児童は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、障害の種類にかかわらず利用できるようになった。

## **【や行】**

### **養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

### **幼児教育アドバイザー**

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者。

## **幼稚園**

小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供する施設。

## **要保護児童対策地域協議会**

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置する機関。

## **【ら行】**

### **療育施設**

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行って、子どもとその保護者を支援するための専門機関。

### **利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

## **【わ行】**

### **ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」と訳され、「誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



**第2期 徳島市子ども・子育て支援事業計画  
令和2年3月**

発行：徳島市

編集：保健福祉部 子ども企画課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5240

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/>